

# 公益社団法人青森県トラック協会

## 防災業務計画

令和3年3月

公益社団法人青森県トラック協会

## 目 次

第1章 総則	1
第1条 計画の目的	1
第2条 基本方針	1
第2章 防災体制の確立	1
第3条 災害対策本部の設置	1
第4条 災害対策本部の構成員及び職務	1
第5条 災害対策本部の業務	2
第6条 災害対策本部の組織運営等	2
第3章 災害の事前対策に関する事項	2
第7条 青ト協研修センターの防災機能の向上	2
第8条 災害時の機能確保・維持	2
第9条 情報の収集・連絡体制の整備	2
第10条 関係機関との連絡	3
第11条 通信手段の確保・整備	3
第12条 防災教育・訓練の実施	3
第4章 災害応急対策に関する事項	3
第13条 災害発生時における情報の収集及び連絡	3
第14条 災害発生時における災害対策本部の設置基準	4
第15条 災害発生時における職員の派遣	4
第16条 災害復旧状況の把握	4
第5章 大規模地震等に係る地震防災強化計画	4
第17条 大規模地震等に係る応急対策	4
第6章 計画の修正	5
第18条 計画の修正	5
災害対策本部設置基準	6
第一次緊急参集者計画	7
青森県トラック協会災害対策本部	8

# 公益社団法人青森県トラック協会 防災業務計画

## 第1章 総則

### (計画の目的)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会防災業務計画(以下「本計画」という。)は、公益社団法人青森県トラック協会(以下「青ト協」という。)が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)その他関係する法令の規定に基づき、非常災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し、防災業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 青ト協は、本計画の実施にあたり、青森県及び防災関係機関(以下「関係機関等」という。)との緊密な連絡調整のもと、相互に連携を図りながら、災害対策を遂行するものとする。

## 第2章 防災体制の確立

### (災害対策本部の設置)

第3条 防災対策を迅速かつ的確に実施するため、青ト協会長(以下「会長」という。)は、必要に応じ、災害対策本部を青森県トラック協会研修センターに設置する。

### (災害対策本部の構成員及び職務)

第4条 災害対策本部の構成員及びその職務は次のとおりとする。

- (1) 本部長 会長を本部長とし、本部長は災害対策本部を総括する。本部長が執務することができない場合は次号に定める副本部長が執務を代行する。
- (2) 副本部長 青ト協専務理事を副本部長とし、本部長を補佐する。
- (3) 本部指揮者 青ト協事務局長を本部指揮者とし、副本部長を補佐する。
- (4) 本部員 部長以下職員は、災害対策本部の運営を行う。

(災害対策本部の業務)

第5条 災害対策本部は、次の業務を行う。

- (1) 青森県危機管理局防災危機管理課からの要請に基づき、緊急物資輸送の手配を行うこと。
- (2) 緊急物資輸送に必要な情報を各支部及び関係機関等から収集し、緊急物資輸送を行う協会会員事業者に対し、安全に関する情報を提供すること。
- (3) 災害の状況に応じ、協会会員事業者等の施設・車両等の被災状況、防災業務の実施状況及び運行の可否状況等を把握すること。
- (4) その他、防災対策に関し必要とされる業務を行うこと。

(災害対策本部の組織運営等)

第6条 会長は、災害の状況に応じて、災害対策本部の組織、分掌並びに要員の配置を定める。

- 2 会長は、災害対策本部を設置した旨及び当面の方針等について、各支部及び関係機関等に通告するとともに、ホームページ等により周知する。
- 3 災害対策本部は、災害が復旧しその使命を完了したときに、会長が解散する。

### 第3章 災害の事前対策に関する事項

(青ト協研修センターの防災機能の向上)

第7条 会長は、大規模災害の発生時において、青ト協研修センターが緊急物資輸送業務を行う中枢拠点としての機能を果たし得るよう、防災機能の向上に努める。

(災害時の機能確保・維持)

第8条 会長は、災害時においてもその機能を維持するため、青ト協研修センターの安全性と電力、水及び燃料その他必要な備品を確保する。

(情報の収集・連絡体制の整備)

第9条 会長は、役員及び事務局職員相互の連絡体制をあらかじめ定めておく。

- 2 会長は、各支部及び必要な関係機関等との間における情報の収集・連絡体制をあらかじめ定めておく。

(関係機関との連絡)

第10条 会長は、県が作成した防災基本計画等を踏まえ、平素から県をはじめとする関係機関等との緊密な連絡体制を整備する。

- 2 会長は、災害時において必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、各支部及び関係機関との間で必要な情報伝達ルート の 確立を図る。

(通信手段の確保・整備)

第11条 会長は、災害時において、各支部及び関係機関等との間における情報伝達手段を確保するため、携帯電話及び衛星携帯電話等の移動通信機器の充実に努めるとともに、災害により通信手段が被害を受けた場合においても、通信が行えるよう通信手段の多重化等バックアップ体制の整備に努める。

(防災教育・訓練の実施)

第12条 会長は、全県的な対応が必要となる大規模災害を想定し、青森県危機管理局防災危機管理課や各支部との連携、情報の共有及び連絡調整等の確立を図るため、定期的に訓練を実施する。

- 2 会長は、関係機関等が実施する大規模災害訓練等への参加要請があった場合は、積極的に参加し、協力する。
- 3 会長は、災害防止に関する研修会に積極的に職員及び会員事業者を派遣し、地震災害等に必要な知識・技術を習得させる。また、研修終了者を効果的に活用して知識・技術等の周知を図る。

#### 第4章 災害応急対策に関する事項

(災害発生時における情報の収集及び連絡)

第13条 会長は、災害が発生した場合又は災害が発生する恐れがある場合は、事務局職員を招集・参集させ、情報を収集して状況を把握するとともに、関係職員に対し連絡を行う。

- 2 前項に定める災害が発生した場合は、青森県内においては震

度6弱以上を観測し、沿岸に「津波警報又は大津波警報」が発表され、若しくは震度5弱、5強を観測し、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときで会長が必要と認めたとき。

(災害発生時における災害対策本部の設置基準)

第14条 会長は、災害が発生した場合、必要に応じ、災害対策本部を青ト協研修センターに設置し、緊急物資輸送の手配をはじめとする防災業務の初期的対応に万全を期す。

2 災害対策本部を設置する基準は、次のとおりとする。

(1) 青森県災害対策本部が設置され、緊急物資輸送の手配等の業務が生じた場合。

(2) 第13条第2項に定める災害が発生し、会長が設置を必要と判断した場合。

(災害発生時における職員の派遣)

第15条 会長は、青森県災害対策本部に所要の職員等を派遣し、青森県危機管理局防災危機管理課との連絡調整のもと、関係機関との連携を図り、情報収集及び状況の把握に努める。

2 会長は、緊急物資の円滑な物流を支援するため、青森県災害対策本部が指定する場所に職員等を派遣する。

(災害復旧状況の把握)

第16条 会長は、必要に応じ、各支部及び会員事業者における災害復旧の実施状況等について各支部及び会員事業者を通じて情報の収集に努める。

2 会長は、前項に基づき収集した内容を関係機関等へ報告する。

## 第5章 大規模地震等に係る地震防災強化計画

(大規模地震等に係る応急対策)

第17条 会長は、東海地震、東南海地震、南海トラフ地震、首都直下地震及び海溝型地震等大規模地震が発生した場合又は地震発生に関する注意情報や警戒宣言等が発せられた場合は、第3章及び第4章に準じ関連する情報の収集、連絡体制、災害対策本部の設置及び関係機関等との連携等、防災業務を的確かつ迅速に実施する。

## 第6章 計画の修正

### (計画の修正)

第18条 本計画は、災害対策基本法第39条その他関係する法令の規定に基づき、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正するものとする。

### 附則

#### (施行期日)

本計画は、令和3年3月23日から施行する。

## 災害対策本部設置基準

青森県トラック協会長（以下「会長」という。）は、大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次により青森県トラック協会災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

また、会長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

設置基準
1 青森県内において震度 6 弱以上を観測したとき。
2 気象庁が青森県沿岸に「津波警報又は大津波警報」を公表したとき。
3 青森県内において震度 5 弱、5 強を観測し、県内に大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき。
4 青森県災害対策本部が設置され、緊急物資輸送の手配等の業務が生じた場合

なお、設置基準 1（青森県内において震度 6 弱以上を観測したとき。）及び基準 2（「大津波」の津波警報を公表したとき。）に該当する場合は、本部を自動的に設置する。

## 第一次緊急参集者計画

### 本部

役 職	第一次緊急参集者	
会 長	会長	本部長
専 務 理 事	専務理事	副本部長
事 務 局 長	事務局長	本部指揮者
総 務 部 長	部長	総務班
業 務 部 長	部長	情報班
適正化部長	部長	輸送班

### 支部

支 部 名	第一次緊急参集者	
青 森 支 部	支部長	事務局長
八 戸 支 部	〃	事務局長
弘 前 支 部	〃	事務局長
上 十 三 支 部	〃	事務局長
南 黒 支 部	〃	事務局長
西 北 五 支 部	〃	事務局長
下 北 支 部	〃	事務局長

- 1 第一次緊急参集者は、災害対策本部設置基準に基づき勤務時間外及び休日においては、発生後すみやかに事務局に参集する。
- 2 本部事務局職員は、勤務時間外及び休日においては指示あるまで待機とする。
- 3 支部長及び支部事務局長は、第一次緊急参集者として支部事務局において本部との連絡等の対応に当たるものとする。

## 青森県トラック協会災害対策本部

